

政府備蓄米の無償交付(こども食堂、こども宅食への支援)

背景・目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、**学校給食の補完機能を果たす「こども食堂」**に加え、**子育て家庭に食材を届ける「こども宅食」**の取組が拡大しています。
- 学校給食における**ごはん食の拡大を支援**するための政府備蓄米の**無償交付制度**の枠組みの下、こども食堂やこども宅食においても**食育の一環としてごはん食の推進を支援**します。

事業内容

〔こども食堂〕

- (支援対象) **ごはん食を提供するこども食堂の取組を行う団体(運営者)**の取組
- (支援要件) **食事提供を行う場所でこどもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うこと**
- (支援上限) 食事提供団体ごとに一申請当たり**120Kg**

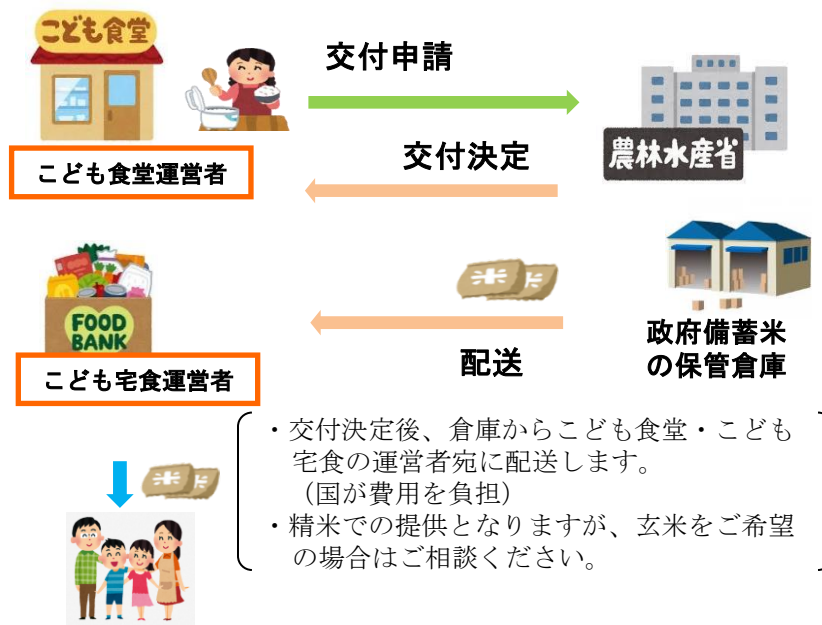
〔こども宅食〕

- (支援対象) **食材提供を希望する子育て家庭に、政府備蓄米と他の食材を併せて、直接配付を行う団体(運営者)*の取組**
※「都道府県や市区町村等と連携し、子育て家庭の情報を基に活動をしている団体」又は「公的支援を受けている団体」であって、「子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を行っている団体」
- (支援要件) **ごはん食の魅力が伝わるチラシやレシピなど活用し、子育て家庭に対して、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うこと**
- (支援上限) 食事提供団体ごとに一申請当たり**450Kg**

申請方法

- 農林水産省本省又は地方農政局本局及び地域拠点等へ交付申請。
- ・複数の提供団体(こども食堂運営者、こども宅食運営者)を**中間団体を取りまとめて交付申請書を提出することも可能**です。なお、その場合でも提供団体に対して政府備蓄米が直接交付されます。
- ・同じ提供団体内でも活動実態が異なる場合は**それぞれの活動単位での交付申請が可能**です。
- ・必要に応じて年度内に**合計5回の交付申請が可能**です。

事業スキーム



※本事業の内容については、以下までお問い合わせください。

お問い合わせ先

申請様式等、詳しくはこちら ▶▶



担当先	連絡先	担当先	連絡先
農産局穀物課 米麦流通加工対策室	03-3502-7950	東海農政局 生産振興課	052-223-4623
北海道農政事務所 業務管理課	011-330-8808	近畿農政局 生産振興課	075-414-9021
東北農政局 生産振興課	022-263-1111	中国四国農政局 生産振興課	086-224-9411
関東農政局 生産振興課	048-740-0403	九州農政局 生産振興課	096-300-6223
北陸農政局 生産振興課	076-232-4302	内閣府 沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653

※上記以外の各都道府県(地域拠点)の連絡先は、農林水産省のホームページをご覧ください

こども食堂・こども宅食の関係者の皆様へ

～政府備蓄米の無償交付について、令和6年9月から利用しやすくなります～

I 交付申請窓口を大幅に拡大します

これまでの本省及び9か所の地方農政局等に加え、都道府県の県庁所在地等にある地域拠点51か所全てに窓口を開設し、地域のこども食堂等からの申請・相談等に丁寧に対応します。

これまで

本省
地方農政局等(9か所)

9月から

本省
地方農政局等(9か所)

引き続き、
交付申請受付、
相談への対応や
交付事務を実施

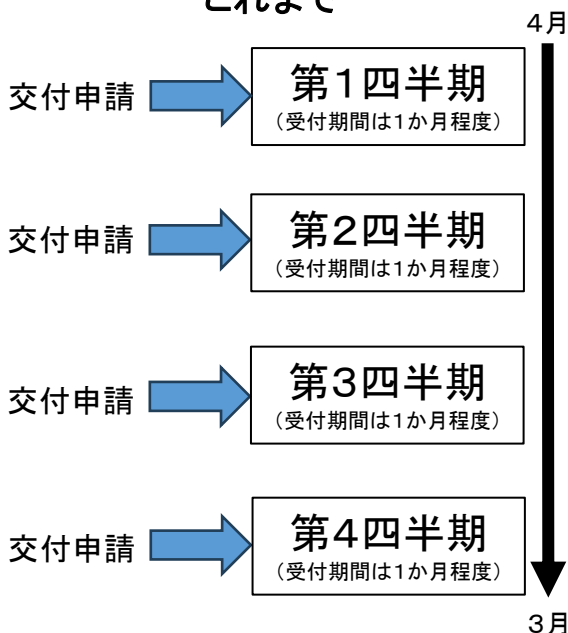


全国の県地域拠点
(51か所) 〈新規開設〉

II 交付申請の受付期間を通年化し運用を柔軟にします

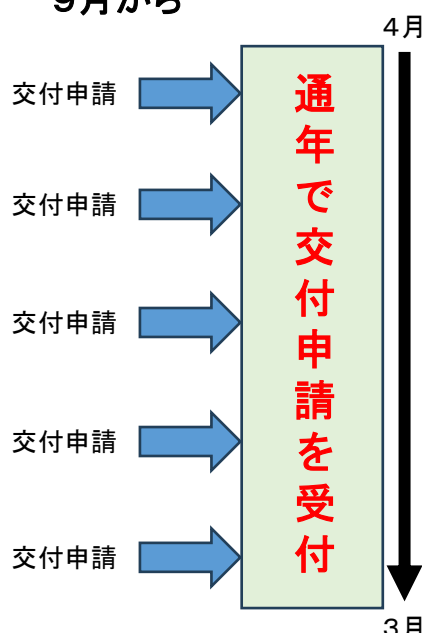
これまでのように、四半期ごとの交付申請期間を定めず、通年で交付申請ができることに加え、交付された政府備蓄米を使い終わる前でも交付申請が可能となり、切れ目なく交付を行います。

これまで



交付申請の受付期間を限定

9月から



※ 交付された政府備蓄米の在庫がなくまるまで次の申請ができない。

※ 申請期間は、四半期ごとにそれぞれ約1か月と限定

※ 交付された政府備蓄米の在庫がなくなる前でも交付申請が可能(ただし、使用予定報告と使用後の報告が必要)

※ 交付申請の回数は、1年度内につき5回